



安 全 の 手 引

2025年2月

在ヨルダン日本国大使館



目 次

1 はじめに	3
2 在留邦人用緊急事態対処マニュアル	4
(1) 平素からの準備と心構え	4
ア 連絡体制の整備	4
イ 一時避難場所（避難先）	4
(2) 緊急時の行動	4
ア 心構え	4
イ 情勢の把握	5
ウ 大使館への通報等	5
エ 国外への退避	5
(3) 緊急事態に備えてのチェックリスト	6
ア パスポート等	6
イ 現金および貴重品	6
ウ 自動車の整備等	6
エ 携行品の準備	6
3 防犯の手引き	8
(1) 防犯の基本的な心構え	8
(2) 最近の犯罪発生状況	8
ア テロ事件	8
イ 一般犯罪	9
ウ 性犯罪対策	10
(3) 防犯のための具体的注意事項	10
ア 一般的な注意事項	10
イ 住居の防犯対策	11
ウ 外出時の防犯対策	11
エ 交通事情と事故対策	11
オ 主な施設、機関等の連絡先	14
カ 簡単な現地連絡用語	14

1 はじめに

ヨルダン、地政学上イラク、シリア、イスラエル、レバノン、サウジアラビア、エジプトといった周辺国の情勢の影響を受けやすい地理的位置にありながら、これまで外的な影響による様々な国内治安の不安定化の危機を乗り越えてきました。

特に2013年以降イラク・シリアでのイラク・レバントのイスラム国（ISIL）の台頭を受けたイスラム過激主義の思想は引き続きヨルダンに大きな影響を及ぼしており、ヨルダン全土において、ISIL等のテロ組織やその支持者またはテロ組織とは直接関係がない過激主義者によるテロ事件等不測の事態が発生する可能性は今後も排除することはできません。

2023年10月以降、ヨルダン全土ではハマス・イスラエル間の武力衝突等に反応して、イスラエルや米国等に対する抗議を目的としたデモ行進や、パレスチナとの連帯を示す集会が金・土曜日を中心に断続的に行われてきていました。

ガザでの戦争による観光業の収益悪化に加え、それ以前からヨルダンは130万人超と言われるシリア人難民及びシリア人を受け入れ、コロナの余波や物価高もあり引き続き厳しい経済状況が続いています。これらに伴い、一般犯罪の増加による治安の悪化が懸念されます。

万が一不測の事態が発生した場合、当館は、在留邦人の皆様の保護に全力を尽しますが、このような事態下において冷静かつ的確な対応ができるよう、平素からの準備や心構え等をこちらの安全の手引としてとりまとめました。この手引を一つの参考とし、いざという時に皆様同士が助け合い、落ち着いた対応が出来ますよう、日頃から安全対策を心がけていただけますようお願いいたします。

2025年2月

在ヨルダン日本国大使館

2 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

(1) 平素からの心構え・準備

ア 連絡体制の整備

(ア) ヨルダンに3か月以上滞在される予定の方は、ヨルダン到着後、遅滞なく「オンライン在留届」から在留届を提出してください。大使館から緊急時の連絡や安全情報等を送付するために必要です。3か月未満の滞在の方は、「たびレジ」に登録してください。「オンライン在留届」での在留届の提出が困難な場合、大使館領事班宛てにメール・郵送又は直接窓口提出することで在留届の提出ができます。在留届で届け出した携帯電話番号、メールアドレス、住所等に変更が生じた場合、また、日本への本帰国や第三国への転出時（一時的な旅行を除く。）には、「オンライン在留届」にて必ず届出を行ってください。在留届を直接大使館に提出していた場合などオンライン在留届での変更の届け出が困難な場合は、大使館までお問い合わせください。

●オンライン在留届

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●大使館領事・警備班連絡先

(メールアドレス) consular@am.mofa.go.jp

(電話番号) 06-593-2005 (大使館代表)

●「たびレジ」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

外務省及び大使館等在外公館が発出する最新の危険情報などの渡航情報をメールで受け取ることができます。

(イ) 緊急事態が発生した場合、又は発生する恐れのある場合、大使館は、所要の情報収集や情勢判断等を行った上で、皆様にメールで連絡します。さらに必要に応じ、個別に皆様の所属先、自宅、携帯電話等に電話連絡します。このため、在留届に届け出している連絡先に変更があった場合には、速やかに変更の届出を行ってください。

(ウ) 皆様の安全に関わる情報は、随時、在留届及び「たびレジ」に登録されたメールアドレス宛てに大使館からメールで配信します。

イ 一時避難場所（退避先）

騒乱や災害等が発生した際には、事態が落ち着くまで待機してください。

ただし、待機場所が危険な状況で一刻も早くその地域から離れる必要がある場合には、安全と思われる場所へ退避してください。落ち着いた後に大使館へご連絡いただければ、安否確認がスムーズとなります。

国外退避の必要性が高まり、自力でヨルダンから退避することが困難な場合の集合場所（一時避難場所）は、日本大使館です。大使館へ退避する場合に備えて、日頃から大使館までのルートを確認しておくようにしてください。

(2) 緊急時の行動

ア 心構え

緊急事態が発生した場合、または発生する恐れのある場合には、大使館は所要の情報収集や情勢判断等を行った上で、メールにより皆様へ連絡します。

イ 情勢の把握

緊急事態発生の際には、大使館からの情報提供のみならずご自身でインターネット、テレビ放送や新聞等を通じ、最新の情報収集に努めてください。

ウ 大使館への通報等

(ア) 皆様の近くで発生した事件や事故は他の在留邦人にとっても貴重な情報となります。大使館への通報にご協力をお願いします。

【在ヨルダン日本国大使館】

(代表電話) 06-593-2005 (開館日 (祝日以外の日～木曜日) 8時00分～16時00分)
※閉館時の連絡先：平日開館時間以外、及び休館日(金曜日、土曜日及び祝日)は留守番電話により対応しています(祝日は毎年変わりますので、必要に応じてご確認ください。)。人命に関わる事件、事故等緊急の場合、上記留守番電話でダイヤル「0」を押していただくと緊急電話対応業者に転送されます。

(所在地) No.7, Fa' eq Halazon St., Between The 5th and 6th circles, North Abdoun, Amman(P.O.Box 2835, Amman 11181 Jordan)

(イ) ご自身やご家族、他の在留邦人の生命・身体・財産に危害がおよぶ恐れがあると判断される場合には、地元警察(電話番号：911)へ通報するとともに、大使館にもその状況をお知らせください。

(ウ) 緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応にあたることにも必要になります。大使館より在留邦人の方々へもご協力をお願いすることもあります。

エ 国外への退避

(ア) 情勢が悪化してからでは、国外退避が難しくなる可能性が高くなります。そのため、情勢が悪化する前の早い段階で自発的に出国することが自らの安全を確保する上で重要なポイントになります。自発的に帰国又は第三国へ退避なさる場合には、大使館までご連絡ください。既に退避済み等で大使館へのご連絡が難しい場合には、日本の外務省代表電話(+81-3-3580-3311)から、海外邦人緊急事態課までご連絡願います。開庁日は月～金の日本時間午前9時30分～午後6時15分です。それ以外の時間帯は上記代表番号のガイダンスにしたがってください。

ポイントは、一般商用便が運行している間に出国することです。まだ大丈夫と思っている間に情勢が急激に悪化し、フライトの席が取れなくなったり、運航停止となる場合があります。このような場合、チャーター機や自衛隊機による退避を検討すること

もありますが、これらをあてにしないようにしましょう。

(イ) 万一、緊急事態発生の蓋然性が高まり、ヨルダンから退避する必要性が高まった場合には、すぐに出国することができるように、航空便のオープンチケットを予め購入しておくこともお勧めします。

(3) 緊急事態に備えてのチェックリスト

ア パスポート等

6 か月以上の残存有効期間を入国の要件としている国があります。緊急時の退避に備え、6 か月以上パスポートの有効期間があることを確認しておいてください（パスポートは、残存有効期間が1年未満になった時点で切替発給申請ができます。）。パスポートの最終ページの「所持人記載欄」には、必要事項を漏れなく記載しておいてください。なお、当国における滞在許可書等はいつでも持ち出せる状態にしておいてください。

イ 現金および貴重品

パスポート同様に直ちに持ち出せるよう日頃から準備をしておいてください。現金は、家族全員が1週間程度生活できる程度の外貨および当座に必要な現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします。

※上記ア及びイの保管方法や場所等については、日頃から家族全員が把握しておくようにしてください。

ウ 自動車の整備等

(ア) 自動車をお持ちの方は、有事に備え日頃から整備をしておくよう心掛けてください。

(イ) ガソリンは常時十分な量を入れておくよう心がけてください（半分になったら補充する習慣をつける。）。

(ウ) 車内には、懐中電灯や地図、ティッシュ等を常時備え置きください。

(エ) 自動車を持っていない方は、自動車を所有している方に有事の際には同乗させてもらえるよう依頼しておくことも一案です。また、予めレンタカー会社や旅行会社の連絡先を調べておき、必要なときに利用できるようにしておいてください。ヨルダン運転免許証および国際運転免許証の有効期限にもご注意願います。

エ 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記ア～ウに加え、次に挙げる携行品等をすぐに持ち出せるようにしておいてください。

(ア) 水及び食料等

しばらく自宅に待機する場合も想定して、ご自身及び同居家族が1週間程度生活できる程度の水、米・パン等の主食、缶詰、インスタント食品、粉ミルク、ロングライフ牛乳や菓子等の保存食を日頃から準備しておいてください。自宅から他の場所へ避難する場合には、最低3日分の水と食料を携行するようにしてください。

(イ) 衣類・下着

(ウ) 履き物（歩きやすいもの）

(エ) 医薬品等

常用薬や常備薬の他、外傷薬、包帯、救急バンソウコウ等

(オ) 洗面用具（タオル、歯磨きセット、石鹸等）

(カ) その他

ヘルメット、懐中電灯、携帯ラジオ、電池・携帯用充電器、マッチ、ろうそく、ナイフ、簡易食器（割り箸、紙皿・カップ等）、ティッシュ、ブランケット、ペン・ノート等

3 防犯の手引

(1) 防犯の基本的な心構え

依然としてテロの危険性も排除できませんので、安全に生活するためには、自分と家族の安全は自分たち家族自身で守るとの強い心構えが極めて大切です。安全のための三原則である「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」を遵守して防犯に努めてください。平素より最新の情報を入手することに努め、治安情勢、犯罪傾向等に細心の注意を払うことが大切です。万一、事件・事故に遭った場合には、速やかに警察（911 番）に通報（言葉の問題で意思疎通が困難な場合には、同僚、信頼の出来る友人、知人（大家や隣人）等を介して意思疎通を図る。）し、速やかに最寄りの警察署に届出をした後、可能な範囲で大使館まで情報提供願います。犯罪等の対応には初動が肝心です。届出が遅延した場合、それだけでも捜査が遅延するなどの影響が出ることになります。また、大使館としても前例等を参考にご相談に応じます。

(2) 最近の犯罪発生状況

ア テロ事件

ヨルダンでは、国内的な要因のみならず、近隣国の情勢等外的な要因により治安が不安定になる場合があります。最近の主なテロ事件は以下のとおりです。

○2014 年 9 月、ISIL は米国を始めとする「有志連合」（ヨルダンはその一員）による ISIL への攻撃を批判し、世界のイスラム教徒に対して対 ISIL 連合諸国の国民を攻撃するよう扇動する声明を ISIL が発出したことを受け、同月、ISIL およびその支援者によるテロ未遂事件が発生しています。

○2015 年 2 月、ISIL に拘束されていたヨルダン空軍パイロットが殺害され、それを受けヨルダン空軍が ISIL に対して大規模な空爆を実行しました。

○2016 年 3 月、イルビッド市でイスラム過激派（ISIL 関係者）の摘発に伴う銃撃事件が発生しました。また 6 月には、バカアの当国情報総局事務所がテロ攻撃された他、シリア国境のルクバーンで、ヨルダン国境警備隊に対する ISIL によるテロ攻撃が発生しました。

○2016 年 12 月、カラク市において、ISIL 支持者と思われる者による銃撃テロ事件が発生し、カナダ人女性を含む 10 名が死亡しました。その後、ヨルダン政府は、ISIL 等過激派の摘発捜査を実施し、数日後には、カラク市において銃撃戦が発生した他、シヨールバク市でテロ分子摘発に伴う銃撃戦が発生しました。

○2017 年 4 月、ヨルダン政府が死刑判決を受けたテロリストを処刑したこと等に対して、ISIL は、ヨルダンへのテロをそのシンパに指示するビデオを放映しました。

○2018 年 8 月、バルカ県フヘイスにおいて、音楽祭警備のために駐車中の治安機関車両を狙った爆破テロ事件が発生し、治安機関員 2 名が死亡、5 名が負傷しました。その後、ヨルダン政府が犯人グループの潜伏先の摘発捜査を実施した際、犯人グループとの間で銃撃戦が発生した他、犯人グループが潜伏先建物を爆破したため、治安機関員 4 名

が死亡、多数が負傷しました。

○2019年11月、観光地として有名なジェラシュ遺跡において、インターネット閲覧を通じて過激化したとみられる男が刃物を使用して観光客等を襲撃する事件が発生し、外国人観光客4名、治安機関員2名を含む8名が負傷しました。

○2022年には、南部マアーン県において警察官1名がデモ規制中に殺害されました。さらには、同事件の被疑者検挙に赴いた治安機関員と犯人グループとの間で銃撃戦となり、治安機関員3名が死亡する事件が起きました。

○2024年1月、ヨルダン北東部に位置する米軍基地が親イラン武装組織によるとみられる攻撃を受け、米軍兵士3名が負傷、25名が負傷しました。

○2024年9月、ヨルダン・イスラエル国境付近、ヨルダン川西岸地区に所在するアレブンビー橋（キング・フセイン橋）イスラエル側検問所において、ヨルダン人トラック運転手が、イスラエル職員3名を射殺しました。

○2024年10月、死海南部のヨルダン・イスラエル国境付近（イスラエル領内）において、侵入したヨルダン人2名がイスラエル軍兵士を銃撃、負傷させました。

○2024年11月、アンマン市アル・ラービエ地区において、薬物事犯で指名手配中の男性1名が、同地区を警戒中の警察官に対し銃撃し、警察官3名を負傷させました。

このほかにも、国内外の標的に対するテロ計画がヨルダン当局によって摘発される事例が確認されています。テロはどこでも起こり得ること、日本人も標的となり得ることを十分に認識し、テロの被害に遭わないよう、海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけることが必要です。

イ 一般犯罪の発生状況

（ア）ヨルダンにおいては、殺人や強盗事件等の凶悪犯罪は比較的少ないとされていましたが、好転しない経済状況の中、銀行等金融機関や店舗を対象とした強盗事件の発生が確認されており、2017年は路上での強盗被害、2018年には観光地での強盗による日本人被害も報告されています。また、裏通りなどの人气が少ない場所での窃盗（すり、ひったくり等）被害や、ダウンタウンおよびショッピングモールなど人が混み合う場所での窃盗被害が発生しています。また、スウェイフィーヤ（Sweifieh）地区やシュメーサーニ（Shmeisani）地区、アブドゥーン（Abdoun）地区、ウムム・ウゼイナ（Um-Utheinah）地区などのビジネス街や高級住宅街において、ひったくり事件、車上狙い事件や空き巣事件が発生しています。2019年には、アブドゥーン地区において邦人のひったくり被害が、2020年には、ウムム・ウゼイナ地区において邦人の空き巣被害が報告されています。

2018年には、スポーツジムの更衣室ロッカー（暗証番号付き）に保管していた現金が盗難される事例が発生しています。

(イ) ヨルダンにおいては、許可を得れば銃器を合法的に所有できることもあり、合法・非合法を問わず銃器が広く出回っています。また、結婚式や統一試験（タウジーヒ）結果発表などの祝事に伴って、実弾による「祝砲（祝意を表すために、上空に向けて発砲する行為）」が行われる慣習があります。この行為は違法とされ、取締りも強化されていますが未だに地方を中心に多く行われています。2018年には、日本人宅窓に祝砲の流れ弾が命中しガラス窓が破損する事案も発生しているほか、地元住民の中には流れ弾により負傷する者も出ています。

(ウ) 特に地方の観光地、都市では子どもに罵声を浴びせられる、投石される、物乞いにあうといった事例があるほか、観光ガイド、飲食店・土産店の店員とのトラブルが原因で暴行を受けたりするなどといった被害も発生しています。

(エ) マッチングアプリや SNS で出会った異性にカフェ、バー、ナイトクラブなどに誘われたり、入店した店で女性による接待を受けたりしたのち、飲食後に数万～数十万円程度を飲食代として請求される、いわゆる「ぼったくり」被害がアンマン市内で確認されています。

(オ) アンマン市内や観光地において、外国人等に対し、つきまとい、金銭等を要求する物乞い行為が確認されています（車両運転中、信号待ちの際に、子供が運転席に近寄ってティッシュ等を売りつけてくることもあります。）。

ウ 性犯罪対策

ヨルダン人女性・外国人女性を問わず、女性に対する性的犯罪や性的いやがらせが多く発生しており、日本人女性への強制性交等、同未遂、痴漢被害も報告されています。安全対策として以下のような点に留意してください。

○閉鎖された空間で異性と二人きりになることは知人であっても極力避ける。

○男性が身体を触ってくる、性的な行為を求めてくる、親しげに話しかけてくる、後をついて歩いてくるなど男性の態度がおかしいと感じたら、きっぱりと断る、大声を出す、その場から走って逃げる、警察に通報するなどの対応をとる。

○万一、被害に遭った際や、危険を感じた際には、速やかに警察（911 番）に通報する（混雑している場所などでは、警察の到着に時間がかかることに留意する。）。

○胸元が見えるシャツ、ショートパンツ等肌の露出の多い服装は極力避ける。

○帰宅時間が遅くならないよう留意する。

○夜間外出する際は複数人であっても安心せず、行動する時間帯に留意する。

○タクシー乗車時や配車サービスを利用する際は助手席には座らない。

○複数の男性と同乗する乗合バス等の利用はなるべく避ける。

○イードなどの祝祭時において、特に若い男性が多く集まる地域（繁華街等）には近付かないようにする。

○少年が外国人の女性に路上で、声をかけ、つきまとい、接触しようとしてくるといった例が報告されていることから、相手が少年であっても油断しない。

(3) 防犯のための具体的な注意事項

ア 一般的な注意事項

最近ではインターネット等を通して日本人の行動様式が一般的に広く知られるようになり、他の外国人と比較して無警戒・無防備であると思われています。日頃から大金を自宅に置いたり、持ち歩いたりする際には、細心の注意と防犯対策が必要です。また、危険と思われる場所は避け、犯罪の前兆に気が付いたら自分だけで何とかしようとせずに、現地警察や宿泊先等に通報してください。たとえ治安が良いと言われていた所であっても決して油断をせず、常に周囲に気を配るよう日頃から心掛けてください。有名な遺跡等、観光客が多く規模の大きな観光スポットであっても周りに人影のない場所は必ずありますので、十分な注意が必要です。

ヨルダンではイスラム教徒が多数を占める国であることから、次のような宗教的タブーに対しては、配慮、注意が必要です。

- 屋外（レストラン以外）、公共の場で飲酒・豚肉を食すること。
- ラマダン（断食月）期間中の飲酒および日中の飲食。
- 礼拝中の人への配慮。
- 王室、政府、宗教への批判。

日頃から目立つような行動は避け、周囲に注意するよう心掛けるとともに、防犯の観点から目立たない服装を意識するようにしてください。また、日本人はとかく行動が習慣化しがちであると見られています。行動の習慣化によりテロや誘拐のターゲットになり易いので、例えば通勤の経路と時間を時々変えるのも一つの方法です。

イ 住居の防犯対策

- 住居を決める際には、周囲の環境（空地、空家、建築中の建物の多さ、夜間時の様子など）を良く見てから決める。可能な限り日本式に数えて2階以上の階に入居する。
- 住居を決定する前に必ずドアの鍵の種類等を確認し、大家に鍵の交換およびドアチェーンなどの補助鍵を増設するよう要請する。

（合鍵の様な物を使用して玄関ドアの鍵を解錠する手口もあります。玄関に鍵を複数設備することで、防犯効果が高まります）。

- アパート形式の場合、通用門（表口、裏口共）は常時施錠してあるか確認し、無施錠の時の多い場合は、大家や管理人に常時施錠するよう依頼する。
- 外出時の戸締まりはもちろん、家に人がいる場合でも必ず鍵をかけておく。
- 就寝前は、必ず窓およびドアの施錠を行う。また、シャッターが設置されていれば、シャッターを下ろす（施錠を忘れ、就寝中に盗難被害に遭った事案が複数報告されています。）。
- 他人を安易に家の中に入れないようにする（覗き穴がないドアの場合は、新たに取り付けてもらうことをお勧めします。）。
- 例え身分証明書を持っていたとしても、訪問者を簡単に家には入れない（原則としてドアの外側で対応する）。
- 自宅や事務所等で現金や貴重品等を保管する場合には、金庫を利用する。
- 貴重品は可能な限り分散して保管する（一つの箇所に貴重品を保管している場合、

被害にあった際の損害が大きくなります。）。

○自身の個人情報やスケジュール等を軽々しく口外しない（アパートの管理人や使用人が内から手引きしているケースもあります。）。

○自宅の周辺等に不審者が徘徊している場合には、大家や管理人等に通報する。

○帰宅した際には、ドアの周囲に人が居ないか確認してから鍵を開ける。

○ハーリス（用務員兼警備員）の評判に注意する。また人間関係を良好に保つことに留意する。

○近所に信頼できる知人を可能な限り作り、相互共助できるようにする。

ウ 外出時の防犯対策

○外出する際は、多額の現金や貴重品等を持ち歩かない。

○買い物やタクシーでの支払時は、相手や周りの人に財布の中身を見られないように注意する。

○歩道上では車道側を避け、建物側を歩き、ハンドバッグ等は車道の反対側に携帯する。

○ズボンの後ろポケット等、周囲から見えるところに財布を入れない。

○ウエストポーチやポシェット等は自分の前に抱えて持つ。

○ヨルダンでは、人通りが少なく、また、暗い通りが多いことから、雨天等悪天候時及び暗くなる時間帯等人通りが少ないことが予想される状況では、徒歩での移動を避ける。

○特に、パソコンバッグは狙われやすい傾向にあるので、パソコンを携帯する際は十分注意する。

○銀行、ATMで現金を下ろした後、現金を狙われていることがあるため、周囲に十分注意する。

○多額の現金は持ち歩かず、銀行口座や自宅・勤務先等の安全な場所に保管する。

○組織的に物乞い行為を行っている者もいることから、一度金銭等を与えると仲間に情報が共有され、他の者からもつきまとわれしつこく金銭等を要求される可能性があります。ヨルダン国内では物乞い行為は違法とされていることから、必要に応じて警察（911）に通報する。

エ 店舗、施設利用時の防犯対策

○なじみのない飲食店に入店する場合は、事前にインターネット等で店舗情報を検索する等信頼できる店かどうかを確認する。

○スポーツジムの更衣室等はプライバシーの観点から監視カメラが設置されていないため、特に注意が必要

○ホテルやレストラン等ではバッグは常に携帯し、テーブル、椅子等に置いたままにして席から離れない。

オ 自家用車、タクシー、交通機関使用時の防犯対策

○車両にて移動する場合、短時間であっても必ずドアは全てロックする。車両から離れる場合は、車内に貴重品を残したり、車窓から覗いて見える場所にバッグ類を放置

したりしない。

○無許可営業タクシーは、トラブルの元となるので乗車しない。もし違反が見つかった場合は、客も罰金を支払わされる場合がある。

○タクシーを利用する際、色柄が似た 5 J D（ヨルダンディナール）紙幣と 50 J D 紙幣を、わざと混同して釣り銭をごまかす運転手もいるので、注意すると共にあらかじめ小額紙幣を用意しておく。

カ 銃器事案対策

○近くで銃声、爆発があった場合はまず「伏せる」、周囲の状況を確認したのち、状況に応じて「逃げる」「隠れる」といった防衛行動をとる。

○祝砲を行っている場面に遭遇した場合や銃声のような音を聞いた場合には、速やかにその場から離れる、建物の陰に隠れるなど、危険を回避する行動をとる。

(4) 交通事情と事故対策

ア 交通手段

ヨルダンの国内交通手段は大きく分けて 5 つあります。

(ア) 航空機

国内線はアンマンーアカバ間のみです。

(イ) バス

遠距離大型バス（JETT）と私営バスがあります。

(ウ) タクシー（以下の 4 種があります。また、当地では Uber 等配車サービスアプリも使われています）

- ・通常タクシー（黄色）：メーター制のタクシーです。
- ・セルビス（白色）：予め路線が決まっている乗合タクシーのことです。
- ・空港タクシー（肌色）：空港から市内に配車するタクシーです。政府が管轄しており、行き先によって料金が決まっています。

(エ) 配車サービス（Uber、Careem 等）

スマートフォンにアプリをインストール、携帯電話番号を登録しておくことで、タクシーのように配車を依頼することができるサービスです。配車予定時間、運転手氏名や車両番号及び行き先までのおよその金額等が分かる配車サービスで、現金だけでなく、あらかじめ登録しておくことでクレジットカードやデビットカードでの支払いが可能です。

(オ) レンタカー

ヨルダン国内で車を運転するには、国際運転免許証またはヨルダン政府発行の運転免許証が必要であり、日本の運転免許証では利用できません。なお、国際運転免許証ではレンタカーのみの運転が可能であり、それ以外の車は運転できません。

イ 交通事情

日本の交通事情とは異なり車優先が実態となっています。車は左ハンドルの右側通行で、幹線道路に設けられたサークル（ラウンドアバウト）と呼ばれる環状交差点では、サークル内を走行中の車が優先です。歩道と車道の境（縁石）が日本よりも高く、また、

歩道は歩行を妨げるような樹木や障害物が多いため歩きにくく、時として、車道を歩かなくてはならないことがあります。

アンマンの車道は一方通行が多いので、車の場合には、目的地に到着するまでに遠回りを強いられることがよくあります。道路管理状況は良いとは言えず、車線表示が薄くなっている箇所が多いほか、道路の至る所にスピードバンプと呼ばれるスピード抑制のための凸舗装があり注意が必要です。また、道路整備の不備により、道路が陥没していることがあります。また、日本のように親切な警戒・案内標識等は少ないので、道路状況に応じて自分で予測、判断をして防御的運転を心掛ける必要があります。

無理な追越しや割り込み、方向指示器を出さない車線変更等が日常的に見られます。また、ヨルダンにおいて、クラクション、パッシングの多用は、相手への事前の注意喚起として一般的に行われています。

ヨルダンでは、スピード超過、無理な車線変更・追越し、車間距離不保持、交差点での一時不停止などが主な事故原因とされています。交通事故死はヨルダン人の死亡原因の上位を占めており、過去に、日本人4名が乗った普通乗用車がトラックと正面衝突し4名全員が死亡するという大変痛ましい事故も起きています。

ウ 運転時の注意事項

○車の整備を他人任せにせず、自己点検も併せて行う。

○飲酒運転はしない（ヨルダンはイスラム教徒が大多数を占め、飲酒運転による事故は、重大な処罰があります）。

○スピードは控える。

○方向指示器の操作は確実に行う。

○十分な車間距離を確保する。

○郊外ではラクダや羊等の家畜が道路を横切ったり、道路に止まっていたりすることがあるので注意する。

○山岳地帯では、路肩にガードレールがなく、道幅が把握しにくいいため危険。

○10月下旬頃から2月下旬頃までの雨期においては、道路に水がたまり非常にスリップし易くなる。また高地を中心に、路面凍結および降雪も時折見られる。道路事情が悪い場合は、

無理に運転をしない。

○太陽光が強いので、サングラスが必要。

○ラマダン（断食月）期間中のドライバーは、運転が普段よりも荒くなり、やや注意力が散漫になる傾向が見受けられる。特にラッシュアワーとなる午後2時～午後4時の間や日没前の夕暮時は、イライラも募り、交通事故を誘発しやすい状況になるので注意が必要。

○特に、地方の道路では照明が十分ではないため、夜間の走行は控える。

エ 交通事故に遭遇した場合の注意事項

○交通事故を起こした場合はその場で示談に応じることなく、直ちに警察（911番）に通報する。なかには、交通事故の被害者を装い（車がぶつかった、車にひかれた等主張し）、警察に通報しないかわりに現金を要求する詐欺・恐喝事件も発生している。

- 警察官が到着するまでに時間がかかるケースが多い。警察官の到着まで安全な場所に車両を移動させる。（車両を移動させる前に、事故状況を撮影し、車両同士の道路上の位置や衝突した状況がわかるように記録する。現場に臨場した警察官が実況見分を行い、いずれの運転手に過失があるかを判断し、それをもとに補償責任が課せられますが、日本の警察のような綿密な実況見分は行われないので、事故の発生状況をしっかりと記録しておくことが重要です。）。
- 警察署に通報するとともに、レンタカー会社、保険会社にも連絡する（意思疎通が可能な友人、知人等に連絡し、通訳を依頼するのも良い方法です。）。
- 保険証、車検証、運転免許証等の関係書類は、必ず手に持ち、車内や相手に預けたりしないこと。
- 警察官による事情聴取の際には、黙っていると相手の言うとおりにになってしまうので、主張すべき点はしっかりと主張する（事故現場では、警察官によって過失があると判断された場合、反則金の支払いを命じられることがあります。）。
- 人身事故の場合、事故の発生地域によっては被害者の家族からの報復される可能性もあるので、人が多数集まってくるなど、自分の身に危険を感じた場合等には、警察への通報を最優先して直接交渉等は行わない。

(5) 主な施設、機関等の連絡先

ア 病院

いずれも総合病院です。一般外来は予約制ですが、救急外来は 24 時間 365 日受診可能です。病院の一例を地域別に紹介しますので、アクセスの良さなども考慮して受診してください。

○シュメイサーニ地区

- ・Abdali hospital

2019 年に、アブダリ・モールに隣接して開設されました。

<https://www.abdalihospital.com/>

06-510-9999

○アブドゥーン地区

- ・Arab Medical Center

1994 年に、第 5 サークルの日本大使館近くに開設されました。

<https://amc-hospital.com/>

06-592-1199

○アンマン北西部

Saudi hospital

2022 年に、Tla' Al-Ali 地区に開設されました。

<https://www.alsaudihospital.com/>

06-556-4400

○ダウンタウン近隣

Al Khalidi hospital

1978 年に、初の民間病院として、Jabal Amman 地区近隣に開設されました。

<https://www.khmc.jo/>

06-464-4281

イ 警察等

○警察、救急・消防、交通事故

すべて共通 911 番（英語可）

（6） 簡単な現地連絡用語（アラビア語）

- 「助けて」 = サーイドゥニイ
- 「警察」 = シュルタ、ポリース
- 「医者」 = ドクトール
- 「救急車」 = イスアーフ
- 「警察を呼んでくれ」 = イッタスイル・ビ・シュルタ
- 「医者を呼んでくれ」 = イッタスイル・ビ・ドクトール
- 「救急車を呼んでくれ」 = イッタスイル・ビ・ルイスアーフ

（了）